

監査委員告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 1 2 項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 28 年 8 月 5 日

上田市監査委員 小 池 俊 一
同 深 井 武 文

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
総務部	総務課	内部統制の充実 【管理者によるチェック体制の強化】 業務の精度向上、並びに財務事務の標準化を図るため、各所属において課長や係長の職にある者が内部統制を遂行する意識を一層高め、「課単位のチェック体制」を強化していく必要があると考えます。	本年4月に課長会議を開催し、管理監督職が法令等を理解し、しっかりとしたチェックを行うよう指示をしました。 また、今後も財務担当課とも連携を図りながら、課長、係長、担当者等に対する研修を通じて、各所属における法令等遵守や適正な事務遂行の意識を一層高めてまいります。
財政部	財政課	内部統制の充実 【財務事務に係る研修や通知の見直し】 現在、内部統制の一環として財務事務の標準化に向け実施している「財務・会計事務担当者研修会」や「新任会計事務担当者研修会」などの研修及び所管課からの通知の見直しを行い、指導の実効性を高めていく必要があると考えます。	毎年度、予算執行方針から重要事項等を抜粋したものを「予算執行上の基準・旅費・その他の取扱事項」及び「専決(補助執行)事項一覧表」としてまとめ、職員に周知しております。 このうち前者について、財務規則上の合議(財政部長協議)と予算運用上の合議(財政課長協議)が混在しており、わかりづらかったことから、平成28年度から、「財政課長が別に定める基準」を別記にすることにより、より分かりやすくするようにしました。 研修会については、内容を検討し、誤った事例等により具体的に説明するなど、工夫してまいります。
財政部	契約管財課		教頭・学校事務担当者会議、新任会計事務担当者研修会、財務・会計事務担当者会議(研修会)において、物品購入等のルールを、より分かりやすく説明するように工夫してまいります。 財産管理につきましては、今年度作成する固定資産台帳の導入に伴い、更新方法等基本的に大きく異なることから、財務研修の中で実効性の高い説明となるよう検討してまいります。
会計管理者組織	会計課		毎年、新任会計事務担当者研修会、財務・会計事務担当者会議(研修会)等により、会計事務等について周知を図っておりますが、内容の検討、また、より具体的な事例により説明するなど、工夫してまいります。 今年度、「赤伝」に決裁欄を設け、課長、係長職に向け、不備状況の確認と不備内容の周知を行い、課内での会計事務の理解と課単位でのチェック体制の強化を図ってまいります。
総務部	行政改革推進室	内部統制の充実 【財務事務に係る基準等の見直し】 財務事務のルールを所管する各課において、効率的、効果的な業務運営を図る観点から現行の基準や手続きの見直しを行う必要があると考えます。	補助金の交付について、平成23年度に財政課、会計課と見直しを行い、「上田市補助金交付基準及び見直し基準」を定め、これまで庁内においては、この基準に基づくセルフチェック等により、見直しを行うよう周知してきました。 また、規則・要綱等の整備のほか、補助金の目的や対象、効果、算出方法を明確にするよう、取り組みの徹底についての周知も図るとともに、定期的な見直しの実施状況の把握と課題等の検討のため、平成28年度予算編成時において、「補助金交付基準に基づくチェックシート」による調査を行いました。 今後は上記調査等を踏まえ、更に各課における見直しの徹底を図るとともに、現行の基準や手続き等についても、課題の洗い出し等を行ってまいりたいと考えております。
財政部	財政課		今年度、「固定資産台帳整備方針」を新たに策定することに伴い、財務規則の見直しが必要となる見込みです。これに併せて、現行の基準や手続きについても、実効性の有無といった観点から、見直しの検討を行ってまいります。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
財政部	契約管財課	内部統制の充実 【財務事務に係る基準等の見直し】 財務事務のルールを所管する各課において、効率的、効果的な業務運営を図る観点から現行の基準や手続きの見直しを行う必要があると考えます。	物品購入の契約事務における注意点や物品購入何の起案手順、業務委託・リース契約の手順について、共有書庫に掲載することにより周知を図ってきましたが、28年2月に業務委託・リース契約における手順書を見直し、改めて掲示板と共有書庫に掲載することにより全庁に周知しました。 今年度作成する固定資産台帳の導入に伴い、現行の基準や手続きについて、見直しが必要となりますので、実効性を高める工夫を検討してまいります。
会計管理者組織	会計課		上田市の財務規則を基本とし、地方自治法ほか諸々の決まりに基づき、審査・指導を行っておりますが、今年度は特に、監査委員からの「平成27年度定期財務事務監査」の結果や契約管財課からの「業務委託・リース契約の事務処理について」及び「委託・リース契約事務マニュアル」等を参考に書類等審査を行ってまいります。 今後、財務規則等の見直しを検討するとともに、マニュアル等の研究、整備を行い、内部統制の強化を図ってまいります。
政策企画	シティプロモーション推進室	契約書中、契約保証金の免除に関する条項において、財務規則の適用号数が誤っている事例がありました。(木製名札製作委託(1,710千円)(誤)3号(正)9号)	契約書中、誤りのあった条項を修正するとともに、今後、適用号数に記載誤りがないよう財務規則を再確認し事務改善を行いました。
政策企画	シティプロモーション推進室	印紙税法の規定による印紙の添付が無い請負契約書を受理、保管している事例がありました。(木製名札製作委託(1,710千円))	印紙税法の規定に基づき収入印紙を委託業者に貼付してもらうとともに、請負契約書を受理に際しては収入印紙の貼付を十分に確認する事務改善を行いました。
政策企画	交通政策課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(代替バス運行費等補助金(137,786千円))	代替バス運行費補助金については、補助終了が路線バスの廃止と直結するため、補助終期は設定しておりません。なお、毎年度、バスの運行状況について実態調査を行い、補助が適正かどうか判断しています。
政策企画	交通政策課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(上田電鉄別所線安全対策事業補助金:安全対策事業費補助金設備投資分(4,210千円)・安全対策事業費補助金修繕分(11,600千円))	別所線安全対策事業補助金については、別所線の運行に関する協定書を市と上田電鉄(株)間で締結しており、その中で、補助率を10分の10以内としてあります。
政策企画	上田市交流文化芸術センター	調定書について、納付検査印が無い、収入済通知書及び根拠となる帳票類が裏面に添付されていない事例がありました。(チケット売上料)	指摘の事例は、歳入に係る事務を熟知していなかったため、調定書と収入済通知書等を別々に保管してしまい、しかるべき時期に納付検査を受けていませんでした。該当調定書は、改めて納付検査を行い、裏面に収入済通知書を貼付し、根拠となる書類等を添付したうえで検査印を押印しました。関係法令・規則を遵守し、適正化に努めるとともに、職員に周知を図りました。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
政策企画	上田市交流文化芸術センター	支払い事務において個人の立替払い、1件1万円以上の主務者購入、支出科目相違、支払遅延の事例がありました。(スペアキー作製(29千円)、舞台音響機器類可動式AVテーブル(127千円)、舞台用木材(362千円)、芸術家ふれあい事業実施業務委託料(660千円)、開館告知広告懸垂幕(162千円)・タペストリー(99千円)製作委託)	<p>【スペアキー作製】 スペアキーが特殊な品であり、取扱可能であるのが1者に限られ、急を要していたため、1件1万円を超える案件にもかかわらず契約管財課を通さず発注してしまいました。また、業者から料金受取人払で納品されてしまったため、やむを得ず職員が立替払いで対応してしまいました。関係法令・規則を遵守し、適正化に努めるとともに、職員に周知を図りました。</p> <p>【舞台音響機器類可動式AVテーブル】 可動式AVテーブルは付属品等もあわせて購入しました。本品の単価は3万円未満でしたが、結果的に消費税額を加算すると3万円を超えてしまい、備品購入費が適正となってしまいました。関係法令・規則を遵守し、適正化に努めるとともに、職員に周知を図りました。</p> <p>【舞台用木材】 既に加工された木材の購入であったため、原材料ではなく消耗品として購入してしまいました。関係法令・規則を遵守し、適正化に努めるとともに、職員に周知を図りました。</p> <p>【芸術家ふれあい事業実施業務委託料、開館告知広告懸垂幕、タペストリー製作委託】 業者から提出された請求書の不備の訂正を求めたところ、やりとりに時間を要し、最終的に日付が遡及した請求書が提出されたため、結果的に請求日から支払いまでに30日以上を要してしまいました。関係法令・規則を遵守し、適正化に努めるとともに、職員に周知を図りました。</p>
政策企画	上田市交流文化芸術センター	予算執行に関する重要事項の協議として、随意契約による予定価格50万円以上の委託契約に際し、財政部長協議がされていない事例がありました。(「ユビユ王」舞台機構、音響、照明操作及び設営実施業務(1,681千円))	当該契約は、単価契約している業務以外の業務が含まれていましたが、随意契約50万円以上の委託契約に必要な財政部長協議を怠ってしまいました。関係法令・規則を遵守し、適正化に努めるとともに、職員に周知を図りました。
政策企画	上田市交流文化芸術センター	公有財産の新設について、公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)がされていない事例がありました。(交流文化芸術センター、駐輪場、屋外トイレ)	公有財産の新設について、公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)を行うことになっていますが、失念しておりました。指摘後ただちに契約管財課へ公有財産異動報告(通知)書を提出しました。
政策企画	上田市交流文化芸術センター	手摺の設置は工作物の増築による現行形状の変更であり、工事請負契約が妥当であると考えますが、委託契約を締結し実施している事例がありました。(大ホール客席立見席手摺設置業務委託(1,296千円)、大ホール客席立見席手摺笠木設置業務委託(311千円))	手摺設置業務については、施工に係る経費の大半が手摺の製作に係るものであったことから、委託業務として実施してしまいました。また、笠木設置業務については、手摺設置によって生じた不都合の解消であったため、同様に解釈し、委託業務として実施してまいりました。関係法令・規則を遵守し、適正化に努めるとともに、職員に周知を図りました。
政策企画	上田市立美術館	調定書について、収入済通知書及び根拠となる帳票類が裏面に添付されていない事例がありました。(コピー使用料、図書売上料、各種講座使用料等)	調定書には根拠資料を添付するようにいたします。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
政策企画	上田市立美術館	請求書の受理から30日を越える支払遅延の事例がありました。(市内美術品運搬業務(1,659千円))	請求書を受理したら期限内に処理するようにいたします。
政策企画	上田市立美術館	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の利率が誤っている事例がありました。(上田市立美術館開館記念特別展会場設営業務委託(1,782千円)(誤)3.0%(正)2.9%)	契約管財課が提示した遅延利息を確認し、正しい契約書を作成するようにいたします。
政策企画	上田市立美術館	印紙税法の規定に不足する印紙が貼付された請負契約書を受理・保管している事例がありました。(上田市立美術館子どもアトリエ事業運営業務委託(当初1,867千円)(誤)200円(正)400円)	印紙を貼付する際は、印紙税法を確認し正しい金額の印紙を貼付するよう相手方に求めます。
総務部	総務課	請求書の受理から30日を越える支払遅延の事例がありました。(公布例規印刷製本費(13千円))	政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める支払の時期を遵守し、請求書受理後、速やかに会計処理を行うよう改善しました。
総務部	危機管理防災課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(自主防災組織防災用資器材購入補助金(6,416千円))	現行の3分の2の補助率設定につきましては東日本大震災を受け、共助の主体を担う自主防災組織の防災用資器材の整備促進を目的に、平成24年度から平成28年度までの緊急的・時限的措置として実施しております。平成29年度以降につきましては、従前の2分の1の補助率設定へ戻すことを基本ベースに、各自治会の整備状況を見ながら、制度の見直しを図ってまいります。
財政部	契約管財課	委託業務の契約締結に際し、契約に先立つべき契約伺が無い事例がありました。(土壌汚染地歴及びガス調査業務委託(1,015千円))	委託業務の契約伺については、事務処理規則に定められた決済区分に基づき、担当者が契約伺を作成し、共有書庫掲載の「業務委託(建設工事に係るものを除く)・リース契約の事務処理について」のマニュアルに沿って事務処理を進めるよう課内において確認しました。
財政部	契約管財課	予算執行に関する重要事項の協議として、随意契約による予定価格50万円以上の委託契約に際し、財政部長協議がされていない事例がありました。(電話交換設備保守点検業務委託(648千円)、自動扉開閉装置保守点検業務委託(599千円))	常に財務規則等に照らし、必要な事前協議については、決裁を受けることを課内で確認しました。
財政部	契約管財課	委託料について、業務の完了報告を受けてから10日を超えて完了検査を実施した事例がありました。(本庁舎等消防用設備保守点検業務委託(696千円)完了報告H27.3.13、検査H27.3.31)	当該保守点検業務委託の内容は、年2回の点検業務と1年を通じた保守業務になりますので、検査調書の作成日を3月31日にしていました。今後は、保守業務の完了報告を受けて、その報告に基づき、検査調書を作成するように変更
財政部	契約管財課	検査調書の作成日付に記載誤りがありました。(やぐら下庁舎・教育委員会第二庁舎清掃業務委託(1,374千円)(誤)H25(正)H27))	例年行う業務委託については、前年の様式を使用せず、毎年度更新して、記載誤りがないように留意することを課内で確認しました。
市民参加協働部	市民参加・協働推進課	調定書について、納付検査印が無い、決裁日未記入の事例がありました。(地域振興事業基金利子収入、認可地縁団体証明書発行手数料)	納付について、確認を行い納付検査印を押し、決裁日を記入しました。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
市民参加協働部	市民参加・協働推進課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(わがまち魅力アップ応援事業(21,887千円)、自治会長等研修視察事業補助金(2,575千円)、共同集会施設整備事業補助金(67,742千円))	「わがまち魅力アップ応援事業補助金」及び「共同集会施設新設改修補助金」は、交付先を限定したり、対象事業を固定化している補助金ではありませんが、「見直し基準等」に基づく補助金の定期の見直しが行える仕組みについて庁内の統一的な方針を踏まえながら検討してまいります。「自治会長等研修視察事業補助金」についても見直し時期の設定を検討してまいります。
市民参加協働部	市民参加・協働推進課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(共同集会施設整備事業補助金(11,690千円))	自治会の規模による住民負担の不均衡を抑制するようバランスを重視した制度であり、世帯数の少ない自治会に配慮した段階的な補助率として、例外的に2分の1を超えた補助率を設けています。その必要性や妥当性は定期の見直しの中で継続的に確認してまいります。
市民参加協働部	市民課	調定書について、納付検査印が無い、決裁日未記入、収入済通知書及び根拠となる帳票類が裏面に添付されていない事例がありました。(生活ガイドブック広告掲載料(119千円)、コピー使用料)	納入検査印の押印、決裁日の記入、収入済通知書及び根拠となる帳票類の裏面への添付をします。
市民参加協働部	市民課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(県営水道料金差額は正補助金(17,673千円))	県営水道料金の差額を是正する補助金であることから市営水道と県営水道が統合されない限り補助を終了させることは難しいと考えますが、定期的な見直しを行う中でその必要性を確認してまいります。
市民参加協働部	人権男女共同参画課	予算執行に関する重要事項の協議として、随意契約による予定価格50万円以上の委託契約に際し、財政部長協議がされていない事例がありました。(各種相談事業委託(1,500千円))	平成27年度以降、財政課協議をし適正な事務処理に努めています。
市民参加協働部	人権男女共同参画課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(人権同和对策関係団体活動支援事業補助金(10,800千円)、人権関係団体活動支援事業補助金(2,850千円))	5年に1回実施している「人権に関する市民意識調査」のなかで、今までにご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますかの設問に、あると答えた人が平成24年調査で34%(平成19年調査26.4%)と増加しました。人権課題は人がそれぞれにもつ内面の問題で、施策の推進の成果がすぐに表れるものでなく、長い年月をかけて啓発していくことが大切なことから、終期の設定をしておりません。しかし事業の内容については精査し、適正な補助金の執行に努めています。
市民参加協働部	人権男女共同参画課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(人権同和对策関係団体活動支援事業補助金(10,800千円)、人権関係団体活動支援事業補助金(2,850千円))	人権が尊重され、差別のない明るい社会を実現するため、上田市内のあらゆる差別をなくすことを主たる目的で活動する団体(以下「団体」という。)が行う、あらゆる差別をなくすための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。 人権課題解決に向けた事業については、本来市が行うべき事業ですので、差別の解消に向けて活動する団体に対し10/10の補助で事業を実施しています。
生活環境部	生活環境課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(防犯灯設置事業等補助金:新設(3,902千円)・電気料(13,337千円))	見直し時期について、平成23年度、平成25年度に要綱の改正を行いました。平成28年度には4年を経過することから、見直し時期を設定するなど要綱の改正を検討します。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
生活環境部	生活環境課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(防犯灯設置事業等補助金:新設(3,902千円)・交換(41,433千円)、小型除雪機購入費補助金(35,513千円))	<p>「防犯灯設置事業等補助金」については、地球温暖化対策・省エネ対策として平成23年度に補助制度の改正を行い、従来の蛍光照明による防犯灯より高い補助率を設定することにより、LED照明による環境保全型防犯灯への転換を図ってきました。交換については、平成23年度から27年度の5年間で実施し、平成28年度は自治会からの要望がなかったことから、ほぼ完了していること、LED照明の普及が進んでいることから、補助率の見直しを検討します。</p> <p>「小型除雪機購入費補助金」については、平成26年2月の豪雪を踏まえ、自治会の除雪体制強化のため、26年度から基準を拡充して運用しております。新制度を3年間実施後、導入状況等を踏まえ、制度見直しを検討することとなり、補助率についても、監査結果も参考として検討します。</p>
福祉部	福祉課	契約書中、契約保証金の取扱いに関する条項が無い事例がありました。(中国残留邦人等日本語教室運営委託(1,080千円))	28年度の委託契約から契約保証金に関する条項を加えました。
福祉部	福祉課	補助金交付要綱が定められていない事例がありました。(生活支援事業補助金(2,000千円))	本補助金は27年度で終了しました。
福祉部	福祉課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(生活支援事業補助金(2,000千円)、上田市社会福祉協議会補助金(113,339千円)、地域ふれあい事業補助金(30,416千円)、上田市民生児童委員協議会補助金(3,388千円))	<p>「上田市社会福祉協議会補助金」 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に根拠を持つ地域福祉を推進する公共性公益性の高い非営利団体です。補助金額については毎年精査し、財政課の査定を受けております。事業内容や実績を総合的に評価するとともに、実施状況を常に把握し、必要な見直しを実施します。</p> <p>「地域ふれあい事業補助金」 各自治会において地域の福祉を向上させるための取り組みに対する補助金です。住民支え合いマップ作成、福祉講座、高齢者支援及び援助事業等を行っています。補助金の交付に当たっては、補助の必要性について検証と見直しを行っています。</p> <p>「上田市民生児童委員協議会補助金」 民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により位置づけられ厚生労働大臣から委嘱を受けています。当該協議会は委員332人による組織されており、民生児童委員の活動の基本となる組織です。補助金については、活動内容等を精査するとともに、その必要性について毎年検討をしております。</p>

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
福祉部	障がい支援課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(地域活動支援センター機能強化事業補助金(11,625千円)、障害者通院費等補助金:通院(4,286千円)・通所(5,764千円)、地域共生型生活ホーム運営費補助金(2,410千円))	「障害者通院費等補助金」 通所、通院費の補助金は、障がいのある方にとって、経済的な支援の一つとして必要な補助事業です。しかしながら、補助金の算出方法が複雑化しており、今後は事務の効率化を図るため、算出方法などの見直しを検討します。 「地域共生型生活ホーム運営費補助事業」 地域共生型生活ホーム運営費補助事業は、県の地域福祉助成金交付事業の一つの事業で、事業費の1/2の助成があります。 障害者総合支援法の改正により、サテライト型のグループホームも運営できることになったことから、自立支援給付の本体事業への移行も視野に、事業所と検討をします。
福祉部	高齢者介護課	補助金交付要綱が定められていない事例がありました。(福寿クラブ連合会運営事業補助金(3,027千円))	「福寿クラブ連合会運営事業補助金」 補助金交付要綱を早急に作成し、終期設定を行い、事業内容等を毎年度精査いたします。
福祉部	高齢者介護課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(上田地域単位老人クラブ補助金(2,494千円)、福寿クラブ連合会運営事業補助金(3,027千円)、老人福祉センター運営費補助金(15,235千円))	「上田地域単位老人クラブ補助金」 当該補助事業の終期設定を行い、事業内容等を毎年度精査いたします。 「福寿クラブ連合会運営事業補助金」 当該補助事業の終期設定を行い、事業内容等を毎年度精査いたします。
福祉部	高齢者介護課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(老人福祉センター運営費補助金(15,235千円))	事業の性質に鑑み、次年度以降については、「負担金」などその他支出区分への変更を検討します。
福祉部	国保年金課	請求書の受理から30日を越える支払遅延の事例がありました。(人間ドック検査データ作成及び提供に係る委託料(29千円))	財務規則に基づき適正な事務の執行を周知徹底しました。
福祉部	国保年金課	契約書中、契約保証金の取扱いに関する条項が無い事例がありました。(Reams.NET給付システム改修委託(負担割合変更648千円)、国保報告システム改修委託(972千円)、高額療養費の見直しに関わるシステム改修委託(1,401千円))	財務規則に基づき適正な事務の執行を周知徹底するとともに、平成27年度執行の委託業務について契約書の条項について漏れのないことを確認しました。
福祉部	国保年金課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の条項が無い事例がありました。(Reams.NET給付システム改修委託(負担割合変更648千円)、国保報告システム改修委託(972千円)、高額療養費の見直しに関わるシステム改修委託(1,401千円))	財務規則に基づき適正な事務の執行を周知徹底するとともに、平成27年度執行の委託業務について契約書の条項について漏れのないことを確認しました。
福祉部	国保年金課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(人間ドック等検査費用補助金(39,519千円))	人間ドック等検査費用補助金については、生活習慣病の早期発見、早期治療により医療費の増加の抑制に資するため、受診者個人に対し費用の一部助成として平成2年度から実施しています。一定の経済支援により受診促進に有効な補助事業と捉えていますが、平成30年度の国保県単一化に向けた保健事業の中で一般会計と併せて見直しを検討します。
健康こども未来部	健康推進課	調定処理が収入よりも後に行われている事例がありました。(各種検診等実費徴収金、各種運動講座受講料)	課内会議において事務処理等の確認を行いました。今後も適切な事務処理に努めてまいります。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
健康こども未来部	健康推進課	支払期限の誤認により、契約書で定める期限の約20日後に支払いをしている事例がありました。(救急情報ネットワークシステム賃貸借契約(25千円))	課内会議において事務処理等の確認を行いました。今後も適切な事務処理に努めてまいります。
健康こども未来部	健康推進課	物品について、「上田市物品入札(見積)参加願提出業者」以外から購入している事例がありました。(ゴム印(2千円)、消毒用エタノール等(4千円))	課内会議において事務処理等の確認を行いました。今後も適切な事務処理に努めてまいります。
健康こども未来部	健康推進課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の条項が無い事例がありました。(結核定期健康診断委託(1,657千円)、大腸検診委託(1,274千円、712千円)、胃検診委託(1,526千円、825千円)、肺がん検診委託(1,434千円、600千円)、肝炎ウイルス検診委託(1,443千円)、乳房検診委託(1,520千円)、骨検診委託(1,618千円)、言語聴覚指導委託(1,317千円))	平成28年度契約から、債務不履行の場合における遅延利息の条項を追加いたしました。
健康こども未来部	健康推進課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(人間ドック等検査費用補助金(24,559千円)、不妊治療費補助金(2,948千円)、上田看護専門学校運営費補助金(7,722千円))	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック等検査費用補助金 人間ドックは生活習慣病の早期発見、早期治療のため実施している総合健康診断であり、その費用補助については市民の健康増進を図る目的があることから、現時点では補助事業を継続していく必要があると考えておりますが、定期的な見直しを図ってまいります。 ・不妊治療費補助金 不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減と少子化対策の推進を図るための補助金であり、現時点では補助事業を継続していく必要があると考えておりますが、定期的な見直しを図ってまいります。 ・上田看護専門学校運営費補助金 全国的な看護師不足により、上田市の医療機関においても看護師の確保が難しい状況であるため、地元の看護学校の運営強化が必要となっており、また、今後の看護職の需要は、高齢者の看護や医療技術の高度化、在宅医療の推進、医療安全対策の推進等の影響により一層増大が予想されることから、当面の間は補助を継続していく必要があると考えておりますが、定期的な見直しを図ってまいります。
健康こども未来部	保育課	請求書の受理から30日を越える支払遅延の事例がありました。(川辺保育園 園児帽子、キッチンタオル等(35千円))	全園に定期監査の監査結果を周知し、支払遅延の防止について指導徹底を図りました。今後も、保育園関係係長会議等、機会を捉えて指導徹底を図り、再発防止に努めるとともに、財務規則の規定に従って、適正な支払事務を行うよう改善いたします。
健康こども未来部	保育課	契約書中、契約保証金の取扱いに関する条項が無い事例がありました。(産業廃棄物収集運搬業務委託(上田10園556千円、上田9園611千円、上田・真田1,310千円))	財務規則の規定に従い、契約保証金の納付又は免除の扱いを契約上明確にし、適正な契約事務を行うよう改善いたします。
健康こども未来部	保育課	契約書中、契約保証金の免除に関する条項において、財務規則の適用号数が誤っている事例がありました。(非常・火災通報装置保守点検業務委託(945千円)(誤)7号 (正)3号)	財務規則の規定に従い、契約保証金の免除に関する条項の適用号数の誤りを正し、適正な契約事務を行うよう改善いたします。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
健康こども未来部	保育課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の条項が無い事例がありました。(非常・火災通報装置保守点検業務委託(945千円)、産業廃棄物収集運搬業務委託(上田10園556千円、上田9園611千円、上田・真田1,310千円))	財務規則の規定に従い、債務不履行の場合における遅延利息の条項を契約上明記にしよう改善し、適正な契約事務を行うよう改善いたします。
健康こども未来部	保育課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(通園費補助金(5,235千円)、認可外保育施設児童処遇向上事業補助金(16,798千円)、私立幼稚園運営費補助金(19,173千円))	(通園費補助金) 補助終期の設定等については、今後運営団体と協議しながら、検討します。 (認可外保育施設児童処遇向上事業補助金) 子ども・子育て支援新制度が施行され、制度上の動きが見られるため、国の動向を注視しながら、補助終期の時期を検討します。 (私立幼稚園運営費補助金) 子ども・子育て支援新制度が施行され、制度上の動きが見られるため、国の動向を注視しながら、補助終期の時期を検討します。
健康こども未来部	子育て・子育て支援課	見積書を徴さずに随意契約を締結している事例がありました。(子育て家族応援事業委託(500千円))	指導を受け、必要な見積書を徴し添付しました。 今後は、添付書類を精査し事務処理に努めてまいります。
健康こども未来部	子育て・子育て支援課	契約書について、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」に関する率を誤表記した事例がありました。(子育て家族応援事業(500千円)(誤)105分の5 (正)108分の8))	該当する契約書につきまして、誤りがあった「取引に係る消費税及び地方消費税の額」に関する率の誤表記を正しい利率に訂正するとともに、最新の契約書を確認し誤表記がないように努めてまいります。
健康こども未来部	子育て・子育て支援課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の条項が無い事例がありました。(地域子育て支援拠点事業児童館型委託(1,260千円))	適正な契約書を作成するとともに、今後の事務については最新の契約書を確認し、遅延利息の条項に漏れがないように努めてまいります。
商工観光部	商工課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(魅力ある商店街づくり事業補助金:コミュニティ施設整備事業(3,331千円)・テナント出店支援事業(8,000千円)・装飾街路灯電気料(3,265千円)、にぎわいのまちづくり事業補助金:中心市街地活性化支援事業(2,900千円)、新技術等開発事業補助金(5,100千円)、工場及び研究機関等設置事業補助金(46,500千円)、工場及び研究機関等用地取得事業補助金(33,000千円)、中小企業者等販路拡大事業補助金(2,846千円)、地域経済活性化事業補助金(2,947千円)、市制度融資利子補給補助金(26,705千円))	指摘されたとおり、当該補助事業の終期設定について、事業内容を精査し、定期的な見直しを図ってまいります。
商工観光部	池波正太郎真田太平記館	行政財産の目的外使用許可における管理経費について、当年度の実績を用いず、前年度の実績により計算し、徴収している事例がありました。(交流サロン使用光熱水費(55千円))	平成28年度より、当年度の実績により計算し、年度末に徴収するように変更しました。
商工観光部	雇用促進室	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の条項が無い事例がありました。(共同福祉施設管理業務委託(1,422千円))	指摘されたとおり、債務不履行の場合における遅延利息の条項を契約書に明記し、事務の適正化を図ります。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
商工観光部	雇用促進室	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(中小企業退職金共済掛金補助金(11,218千円)、勤労者住宅建設資金融資利子補給補助金(3,231千円)、上小労働者福祉協議会補助金(3,206千円)、上田勤労者互助会補助金(3,156千円)、上田地域高等職業訓練協会補助金(3,054千円))	指摘されたとおり、当該補助事業の終期設定について、事業内容を精査し、定期的な見直しを図ってまいります。
商工観光部	観光課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(別所温泉観光宣伝事業補助金(2,987千円)、眞田幸村公出陣ねぶた事業補助金(3,000千円))	指摘されたとおり、当該補助事業の終期設定について、事業内容を精査し、定期的な見直しを図ってまいります。
農林部	農政課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の条項が無い事例がありました。(上田道と川の駅交流センター管理業務委託(961千円))	平成27年度から「上田道と川の駅」は指定管理者制度を導入したことに伴い、ご指摘の委託業務はなくなりました。 新たな契約において、ご指摘の条項漏れの無いよう対応しました。
農林部	農政課	公有財産の所管換えについて、公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)されていない事例がありました。(浦里農林産物直売所、別所温泉農林産物直売所)	ご指摘の2施設に係る所管換えの手続きが未済であったため、直ちに対応しました。
農林部	農政課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(農用地流動化促進奨励金(10,399千円)、農村地域活性化支援事業補助金(3,000千円)、農林水産業振興補助金:水田営農推進機械施設等導入事業(11,788千円)・花き産地強化推進事業(8,116千円)・野菜きのこ花き価格安定対策掛金補助事業(2,649千円)・家畜自衛防疫事業(2,006千円)・畜産経営安定対策事業(2,732千円))	農業従事者の高齢化と担い手不足等により経営縮小または廃業する農家が増加している状況のなか、農業・農村の維持を図り、さらにTPP対策を見据えた体質強化を図るためにも、引き続き各種支援策を講ずる必要があると考えます。 なお、見直し基準等の規定の主旨に鑑み、随時の見直しに努めます。
農林部	森林整備課	公有財産の所管換えについて、公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)されていない事例がありました。(浦里農林産物直売所、別所温泉農林産物直売所)	2施設に係る所管換えの手続きが未完であったため、公有財産の引き受け課である農政課から提出していただきました。
農林部	森林整備課	消耗品費の執行について、同時期に同一物品を分割発注し、主務者購入した事例がありました。(林業委員用名入帽子(H26.9.9:10千円、9.11:10千円、9.12:4千円))	財務規則に則った適正な事務執行に努めます。
農林部	森林整備課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の利率が誤っている事例がありました。(市有林森林整備事業(地拵)業務委託(1,247千円)(誤)3.0%(正)2.9%)	年度当初に通知される「遅延利息の率の改正について」を課内で周知徹底します。 また、「遅延利息の率」を各自パソコンのデスクトップ上に掲示し、適正な契約事務に努めます。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
農林部	森林整備課	補助金交付要綱が定められていない事例がありました。(信州上小森林組合育成事業補助金(4,434千円)、森林造成事業補助金(森林環境保全直接支援事業5,093千円、4,081千円)、保全松林緊急保護整備事業補助金(松林保護樹林帯造成事業8,391千円))	<p>信州上小森林組合育成事業補助金は補助内容の見直し及び補助対象者の拡充を行い、平成28年4月1日より「農林水産業振興補助金交付要綱」別表第1「高性能林業機械等購入事業」として要綱を制定しました。</p> <p>保全松林緊急保護整備事業補助金についても、上記補助金交付要綱別表第1に「保全松林緊急保護整備事業」として要綱を制定しました。</p> <p>森林造成事業補助金(森林環境保全直接支援事業)は既に「農林水産業振興補助金交付要綱」に定められています。監査調査に間違っ「要綱等無し」にチェックしてしまいました。今後、定期監査等基本調書作成要領に基づいた適正な調書作成に努めます。</p>
農林部	森林整備課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(信州上小森林組合育成事業補助金(4,434千円)、森林造成事業補助金(森林環境保全直接支援事業5,093千円、4,081千円)、保全松林緊急保護整備事業補助金(松林保護樹林帯造成事業8,391千円))	<p>林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷が加速するなかで、林業経営は引き続き厳しい状況にあります。</p> <p>安定的な林業経営の確立を図るためには、施業の集約化、路網の整備、機械化の促進等が必要であります。また、国土保全や景観形成など森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、一定の支援は必要と考えます。</p> <p>なお、見直し基準等の規定の主旨に鑑み、随時の見直しに努めます。</p>
農林部	土地改良課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(土地改良区等経常経費補助金:土地改良区運営事業(2,070千円)、土地改良事業補助金:ため池維持作業業務委託 沢山池地区(2,524千円))	<p>土地改良区への経常経費については、平成27年度を終期として、過去3年間の決算状況について収支の推移、繰越金の積み増しの有無について検証を行いました。その結果、それぞれの団体において、農地の減少に伴い歳入が減少するなかで、固定経費の縮減は困難な状況であることや、繰越金の積み増しはないことを確認しました。</p> <p>また、毎年開催している理事長合同会議での意見集約においては、今後は、経常賦課金の増額も止むをえないが、離農を加速させてしまう状況であることから、行政の支援が必要であるとの意見を伺っています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、現行の規定のとおり、引き続き補助金を交付していくべきと考えます。</p> <p>土地改良事業補助金については、農家人口が減少するなかで、農業経営は引き続き厳しい状況であることから、安定的な農業経営の確立を図るためには、農地や農業用施設の生産基盤の整備が必要であるとともに、豪雨時等の表面排水処理を担う多面的機能も有することから一定の支援が必要と考えます。</p> <p>なお、見直し基準の規定の主旨に鑑み随時の見直しに努めます。</p>

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
農林部	土地改良課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(土地改良事業補助金:ため池維持作業業務委託 沢山地地区(2,524千円))	本補助金は、土地改良区や水利組合等が事業主体として行う土地改良事業に要する経費に対する補助金で「土地改良事業補助金交付要綱」に定められた補助率で交付しています。補助率については、合併後の平成20年に、現行の補助率に統一を図ったものです。背景として、農家人口が減少するなかで、用排水路等の土地改良施設の維持補修は農業者にとって大きな負担となっている一方で、農地や農業用施設は防災・減災等の多面的機能を有していることから判断して決定した補助率となっています。農業構造が変化する中で農業の体質強化を図るためにはハード面での整備も重要となることから、今後も引き続き一定の支援が必要であると考えます。なお、見直し基準の規定の主旨に鑑み随時の見直しに努めます。
都市建設部	管理課	契約書中、契約保証金の免除に関する条項において、財務規則の適用号数が空欄となっている事例がありました。(西上田駅南北自由通路昇降機保守点検業務委託(1,314千円)(正)3号)	当該契約の記載漏れについて課内で周知を図り、契約書のチェックを徹底するよう確認しました。
都市建設部	管理課	検査調書において、課長決裁がなされていない事例がありました。(しなの鉄道信濃国分寺駅業務委託(4,265千円))	決裁の確認を徹底するよう課内で確認しました。
都市建設部	土木課	物品について、「上田市物品入札(見積)参加願提出業者」以外から購入している事例がありました。(鉄板蓋鋼材(15千円))	物品購入時は、「上田市物品入札(見積)参加願提出業者」を確認してから購入します。
都市建設部	土木課	変更契約書について、工期開始日の記載が誤っている事例がありました。(測量設計業務委託神畑9号線(1,804千円)(誤)H26.11.28(正)H26.6.25))	契約時は、契約書の記載内容の確認を徹底してまいります。
都市建設部	都市計画課	調定書について、納付検査印が無い事例がありました。(広告物等許可手数料)	財務規則取扱規定に基づき、決裁の確認について、課内で周知徹底を図りました。
都市建設部	都市計画課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の利率が誤っている事例がありました。(地点名標示板設置工事(3,024千円)、公共サイン整備工事その3(1,933千円)(誤)3.0%(正)2.9%)	契約書の作成に当たっては、財務規則の規定に基づき、遅延利息利率等の改定に伴う確認の徹底を図りました。
都市建設部	公園緑地課	調定書について、納付検査印が無い事例がありました。(施設私用電灯水道料、太陽光売電金、公園内土地使用料)	チェック体制を再確認し、改善を図りました。
都市建設部	公園緑地課	行政財産の目的外使用料が使用前納付されておらず、例外として取扱う理由や必要性が明らかでない事例がありました。(旧染谷第1児童公園(32千円))	使用前納付の漏れが無いよう、行政財産の目的外使用に関する条例に基づく処理手順の再確認を行い、チェック体制の強化を図りました。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
消防部	消防総務課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(消防施設等整備費補助金(3,269千円))	指摘されたとおり、消防施設等整備費補助金の終期設定について、事業内容を精査し、定期的な見直しを図ってまいります。
丸子地域自治センター	地域振興課	調定書について、決裁日の記入が無い事例がありました。(建設工事請負契約書売上料、コピー使用料)	今後は調定書について、決裁後直ちに決裁日を記入するよう徹底を図ります。
丸子地域自治センター	地域振興課	契約書中、契約保証金の免除に関する条項において、財務規則の適用号数が誤っている事例がありました。(丸子地域循環バスラッピング業務委託(865千円)(誤)3号(正)9号)	今後は契約者の状況を正確に把握するとともに、財務規則等に沿った適正な事務執行を徹底します。
丸子地域自治センター	地域振興課	行政財産の目的外使用許可において、使用許可協議書の使用料の記載が誤ったまま、正しい額に訂正されていない事例がありました。(上田地域広域連合(3,957千円))	使用許可協議書の記載誤りについては、訂正後、再度決裁を受けました。今後、記載誤りのないよう徹底を図ります。
丸子地域自治センター	地域振興課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(共同集会施設整備事業補助金(32,493千円))	補助金の補助終期については、庁内の統一的な方針を踏まえながら定期的な見直しを図ってまいります。
丸子地域自治センター	市民サービス課	調定書について、決裁日の記入が無い事例がありました。(丸子福祉センター管理経費負担金、行政財産目的外使用料)	調定書等について、今後関係書類の記入漏れが無いようチェック体制を強化しました。
丸子地域自治センター	市民サービス課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(防犯灯設置事業等補助金:電気料(3,143千円))	見直し時期について、平成23年度、平成25年度に要綱の改正を行いました。平成28年度には4年を経過することから、見直し時期を設定するなど要綱の改正を検討します。
丸子地域自治センター	市民サービス課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(防犯灯設置事業等補助金:交換(10,835千円)、小型除雪機購入費補助金(6,080千円))	「防犯灯設置事業等補助金」については、地球温暖化対策・省エネ対策として平成23年度に補助制度の改正を行い、従来の蛍光照明による防犯灯より高い補助率を設定することにより、LED照明による環境保全型防犯灯への転換を図ってきました。交換については、平成23年度から27年度の5年間で実施し、平成28年度は自治会からの要望がなくなったことから、ほぼ完了していること、LED照明の普及が進んでいることから、補助率の見直しを検討します。 「小型除雪機購入費補助金」については、平成26年2月の豪雪の経験を踏まえ、自治会での除雪体制強化を図るため、26年度から基準を拡充(新制度)して運用しております。 新制度を3年間実施した後、導入状況等を踏まえて制度の見直し等を検討することとなり、補助率についても監査結果も参考にして検討してまいります。
丸子地域自治センター	産業観光課	団体が使用している市所有の駐車場について、行政財産の目的外使用許可の手続きがされていない事例がありました。(鹿教湯健康センター駐車場(丸子温泉開発(株)))	丸子温泉開発(株)へ内容確認のうえ、平成28年度から行政財産の目的外使用許可の手続きを実施します。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
丸子地域自治センター	産業観光課	行政財産の目的外使用許可に際し、丸子地域自治センター地域振興課への協議がされていない事例がありました。(鹿教湯健康センター事務室(丸子温泉開発(株)78千円)、鹿教湯交流センター事務室(鹿教湯温泉観光協会625千円、郵便局579千円))	平成28年度から行政財産の目的外使用許可の手續きに関して、丸子地域自治センター地域振興課への協議を実施します。
丸子地域自治センター	産業観光課	市が設置した駐車場における行政財産の目的外使用料について、固定資産評価額に100分の6.48を乗じないで算定をしている事例がありました。(鹿教湯交流センター駐車場(鹿教湯温泉観光協会(誤)16,200円(正)17,496円、郵便局(誤)16,200円(正)17,496円))	平成28年度から行政財産の目的外使用料について、固定資産評価額に100分の6.48を乗じて算定します。
丸子地域自治センター	建設課	契約書中、契約保証金の取扱いに関する条項が無い事例がありました。(丸子地域循環バス運行事業業務委託(5,418千円))	今後は、財務規則等に沿った適正な事務執行を徹底いたします。(H27年度より、地域振興課へ所管替えいたしました。)
丸子地域自治センター	建設課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の条項が無い事例がありました。(丸子地域循環バス運行事業業務委託(5,418千円))	今後は、財務規則等に沿った適正な事務執行を徹底いたします。(H27年度より、地域振興課へ所管替えいたしました。)
丸子地域自治センター	建設課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(県単農業農村基盤整備事業補助金(2,200千円))	補助金の補助終期については、庁内の統一の方針を踏まえながら定期的な見直しを図ってまいります。
真田地域自治センター	地域振興課	予算執行に関する重要事項の協議として、随意契約による予定価格50万円以上の委託契約に際し、財政部長協議がされていない事例がありました。(庁舎管理業務委託(1,296千円))	今後、財務規則の規定に従い、重要事項の協議漏れがないようにします。
真田地域自治センター	地域振興課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(共同集会施設整備事業補助金(2,170千円))	「共同集会施設新設改修補助金」は、交付先を限定したり、対象事業を固定化している補助金ではありませんが、「見直し基準等」に基づく補助金の定期的見直しが実行できる仕組みについて庁内の統一の方針を踏まえながら検討してまいります。
真田地域自治センター	地域振興課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(共同集会施設整備事業補助金(2,170千円))	自治会の規模による住民負担の不均衡を抑制するようバランスを重視した制度であり、世帯数の少ない自治会に配慮した段階的な補助率として、例外的に2分の1を超えた補助率を設けています。その必要性や妥当性は定期的見直しの中で継続的に確認してまいります。
真田地域自治センター	市民サービス課	調定書について、決裁日の記入が無い事例がありました。(地図売上料)	調定書等の決裁日の記入漏れを防止するため、決裁となった調定書等は全て係長に戻し、決済日を記入したうえで、起案責任者に戻すこととしました。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
真田地域自治センター	市民サービス課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(防犯灯設置事業等補助金:電気料(2,054千円)、地域活動支援センター機能強化事業補助金(5,700千円))	「防犯灯設置事業等補助金」については、見直し時期について、平成23年度、平成25年度に要綱の改正を行いました。平成28年度には4年を経過することから、見直し時期を設定するなど要綱の改正を検討します。 「地域活動支援センター機能強化事業補助金」については、障害者総合支援法の地域生活支援事業における市町村の必須事業で、障がい者の社会活動や創作活動を行っており、市内に4箇所あります。事業の実施にあたっては、事業内容や利用実態などを常に把握し、必要な見直しをします。
真田地域自治センター	市民サービス課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(防犯灯設置事業等補助金:交換(6,724千円)、小型除雪機購入費補助金(6,866千円))	「防犯灯設置事業等補助金」については、地球温暖化対策・省エネ対策として平成23年度に補助制度の改正を行い、従来の蛍光照明より防犯灯より高い補助率を設定することにより、LED照明による環境保全型防犯灯への転換を図ってきました。交換については、平成23年度から27年度の5年間で実施し、平成28年度は自治会からの要望がなかったことから、ほぼ完了していること、LED照明の普及が進んでいることから、補助率の見直しを検討します。 「小型除雪機購入費補助金」については、平成26年2月の豪雪を踏まえて、自治会の除雪体制強化のため、26年度から基準を拡充して運用しております。新制度を3年間実施後、導入状況等を踏まえ、制度の見直しを検討することとなり、補助率についても、監査結果も参考として検討してまいります。
真田地域自治センター	産業観光課	施設で来客が利用する麦茶は、「食糧費」が適正科目ですが、「消耗品費」で支出されている事例がありました。(ゆきむら夢工房麦茶代(691円))	平成28年度当初予算から「食糧費」を計上し、適正な科目から支出するよう是正してまいります。
真田地域自治センター	産業観光課	行政財産の目的外使用許可について、管理経費の収入科目は「諸収入」ですが、「使用料」で収入している事例がありました。(ゆきむら夢工房電気料金(H26.10.28 6千円、H27.4.13 6千円))	平成27年度分から「諸収入」で収入するよう是正しました。
真田地域自治センター	産業観光課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(菅平高原観光協会補助金(8,190千円))	「菅平高原観光協会補助金」については、その目的や役割、これまでの経緯を踏まえ、他の類似団体の状況等も参考とする中で、当該補助金のあり方を検討するとともに定期的な見直しを図ってまいります。
真田地域自治センター	建設課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(土地改良事業補助金(2,313千円))	土地改良事業補助金は、農家人口が減少するなかで農業経営は引き続き厳しい状況であることから、安定的な農業経営の確立を図るためには、農地や農業用施設の生産基盤の整備が必要であるとともに、豪雨時等の表面排水処理を担う多面的機能も有することから一定の支援が必要と考えます。 なお、見直し基準の規定の主旨に鑑み随時見直しに努めます。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
真田地域自治センター	建設課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(市単土地改良事業補助金(2,313千円))	本補助金は、土地改良区や水利組合等が事業主体として行う土地改良事業に要する経費に対する補助金で「土地改良事業補助金交付要綱」に定められた補助率で交付しています。補助率については、合併後の平成20年に、現行の補助率に統一を図ったものです。背景として、農家人口が減少するなかで、用排水路等の土地改良施設の維持補修は農業者にとって大きな負担となっている一方で、農地や農業用施設は防災・減災等の多面的機能を有していること等から判断して決定した補助率となっています。農業構造が変化する中で農業の体質強化を図るためにはハード面での整備も重要となることから、今後も引き続き一定の支援が必要であると考えます。なお、見直し基準の規定の主旨に鑑み随時の見直しに努めます。
武石地域自治センター	市民サービス課	予算執行に関する重要事項の協議として、1件100万円以上の補助金の交付決定に際し、財政部長協議がされていない事例がありました。(合併処理浄化槽設置整備事業補助金(1,002千円))	予算執行に関する重要事項の協議内容を再度確認。これに基づき、担当、係長および文書担当者のチェックにより、該当する伺いにおいて事前協議を行うこととします。
武石地域自治センター	産業建設課	契約金額が50万円以上の委託事業について、「検査調書」が作成されていない事例がありました。(桜テング巣病枝打ち業務委託(756千円))	検査調書を作成して対応しました。今後は、財務規則及び取扱規程の内容を理解し、関係書類のチェックを十分に行います。
武石地域自治センター	産業建設課	契約書中、契約保証金の免除に関する条項において、財務規則の適用号数が空欄となっている事例がありました。(市営農地保全対策事業水路改修工事(前開戸地区)(1,307千円)(正)3号)	財務規則の適用号数を入れて対応しました。今後は、財務規則及び取扱規程の内容を理解し、関係書類のチェックを十分に行います。
武石地域自治センター	産業建設課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(農用地流動化促進奨励金(2,716千円))	農業従事者の高齢化が加速するなかで、担い手不足等により廃業又は経営縮小する農家が増加しています。また、生産性の向上と経営の安定化を図るためには、農地の集積化による規模拡大が必要なことから、今後も一定の支援は必要と考えます。なお、見直し基準等の規定の主旨に鑑み、本庁と協議のうえ、随時の見直しに努めます。
上下水道局	浄水管理センター	物品について、単価契約業者以外から購入している事例がありました。(軽油(7千円))	再発防止に向けて、単価契約変更の都度、職員に周知すると共に、契約種別毎の業者一覧を掲示し、契約業者以外からの購入が無いよう適正な事務処理に努めます。
上下水道局	真田上下水課	工事完成検査依頼書及び工事完成検査通知の日付に誤りがありました。(市道別荘52号線配水管布設替工事(4,504千円)(誤)H24(正)H26))	記載内容の誤りについては修正いたしました。今後は、複数人でのチェックを行い記載誤りが無いよう課内に周知しました。
議会事務局	議会事務局	調定書について、納付検査印が無い事例がありました。(コピー使用料)	ご報告いただきました結果に基づき、押印漏れのありました調定書を確認後、修正いたしました。今後につきましては、日頃から適正な処理を行うよう対応いたします。
教育委員会	教育総務課	教員住宅の敷地に係る貸付料は「財産収入」が適正科目ですが、「使用料」として収入されている事例がありました。(神科教員住宅電気通信線路設備(13千円)、神科小学校及び第五中学校教員住宅(740千円)、第四中学校校長住宅(15千円))	収入科目を「財産収入」とし、適正な事務処理を行います。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	教育総務課	指名競争入札の事務手続きによるべきところを、これに必要な予定価格調書や入札書を用いず、随意契約手続きに準じた見積書を徴し契約事務を行っている事例がありました。(自家用電気工作物保安管理業務委託(小学校右岸 719千円、小学校右岸 859千円、小学校左岸 756千円、小学校左岸 657千円、中学校右岸704千円、中学校左岸736千円)、昇降機保守点検業務委託(城下小575千円)、小学校消防設備点検業務委託(右岸 1,296千円、左岸 1,020千円)、中学校消防設備点検業務委託(右岸1,825千円、左岸1,728千円))	平成28年度契約から、指名競争入札による事務手続きに改めました。
教育委員会	教育総務課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の利率が誤っている事例がありました。(小学校消防設備点検業務委託千曲川右岸地区 (1,685千円) (誤)3.0% (正)2.9%)	平成28年度契約分から、最新の遅延利息2.8%を適用しました。
教育委員会	教育総務課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(上田市高等学校通学費等補助金(9,069千円))	定期的に見直しを行うこととします。
教育委員会	第二学校給食センター	契約書中、契約保証金の免除に関する条項において、財務規則の適用号数が誤っている事例がありました。(ガス冷暖房設備(GHP)保守点検業務委託(658千円) (誤)7号 (正)3号)	上田市第二学校給食センター、株式会社水工技建双方の契約書を3号に訂正しました。今後は財務規則をよく確認し契約書を作成いたします。
教育委員会	第二学校給食センター	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の利率が誤っている事例がありました。(ガス冷暖房設備(GHP)保守点検業務委託(658千円) (誤)3.0% (正)2.9%)	上田市第二学校給食センター、株式会社水工技建双方の契約書を訂正しました。今後は常時遅延利息の改定に注意し契約書を作成いたします。
教育委員会	第二学校給食センター	検査調書の検査年月日に記載誤りがありました。(ガス冷暖房設備(GHP)保守点検業務委託(658千円) (誤)H25 (正)H26)	検査調書の保守検査年月日を26年に訂正しました。今後は適正な事務処理を行います。
教育委員会	学校教育課	請求書の受理から30日を越える支払遅延の事例がありました。(傍陽小学校清掃用ブラシ等(11千円))	支払遅延にならないよう、迅速・適正な事務処理に努め、今後このようなことのないよう留意します。
教育委員会	学校教育課	物品について、「上田市物品入札(見積)参加願提出業者」以外から購入している事例がありました。(傍陽小学校保健用油紙(390円)、第六中学校医薬品等(25千円))	各学校に対し、財務規則に基づいた適正な契約、物品の購入を行うよう指導しました。
教育委員会	学校教育課	見積書を徴さずに随意契約を締結している事例がありました。(放課後児童ひろば運営事業委託(1,353千円))	平成28年度の契約から、見積書を徴してから契約を締結します。
教育委員会	学校教育課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の条項が無い事例がありました。(就学援助・奨励費システム改修業務委託(1,274千円))	契約の締結にあたり、契約書の内容の見直しを行い、適正な契約が行われるよう留意します。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	学校教育課	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の利率が誤っている事例がありました。(自校給食害虫駆除委託(954千円)(誤)3.1% (正)2.9%)	基準とする利率により、契約を締結するよう是正しました。今後、従来の慣例等にとられることなく契約書の内容の見直しを行うよう、適正な事務処理を行います。
教育委員会	学校教育課	予算執行に関する重要事項の協議として、随意契約による予定価格50万円以上の委託契約に際し、財政部長協議がされていない事例がありました。(就学援助・奨励費システム改修業務委託(1,274千円))	契約の締結にあたり、予算執行に関する重要事項の協議として、適正な事務の執行が行われるよう留意します。
教育委員会	学校教育課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(中学校校外交流事業補助金(3,254千円)、通学費補助金:上田(6,782千円))	本補助事業は、中学生の部活動で一定以上の大会への出場を果たした場合に、費用の一部を負担することで、保護者の経済的負担を軽減することを目的にしているため、終期を定めることはできず、補助事業を継続して行っていく必要があります。 今後も補助金の交付にあたっては、利用状況を確認し、適正な執行となるよう努めてまいります。
教育委員会	学校教育課	補助金について、補助率の設定が2分の1を超えている事例がありました。(通学費補助金:上田(6,782千円))	遠距離通学する児童生徒の保護者の通学に係る費用負担を軽減するため、地域の事情により補助率を設定しており、今後も継続して行っていく必要があります。 補助金の交付にあたっては、利用状況を確認し、適正な執行となるよう努めてまいります。
教育委員会	生涯学習課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(上田市子ども会育成連絡協議会補助金(4,232千円))	各地域の育成会の予算・組織構成等の実態を十分調査するなかで、定期的に見直しを行います。
教育委員会	上田市立丸子図書館	調定書について、決裁日の記入が無い事例がありました。(自動販売機設置料(271千円)、廃棄図書買取代金(2千円))	決裁日を記入しました。今後記入漏れがないよう提出の際には再度記載内容等の確認を行い、適正な事務処理に努めます。
教育委員会	上田市立真田図書館	調定書について、課長決裁及び納付検査印が無い事例がありました。(コピー使用料)	漏れがあった調定書の課長決裁印及び納付検査印をそれぞれ押印しました。今後は適正な事務処理に努めます。
教育委員会	文化振興課	1件1万円以上の物品について、物品購入向による手続きをとらずに主務者購入している事例がありました。(上田城三櫓及び櫓門光電式スポット型感知器(60千円))	物品購入に際しては、財務規則に基づき適切に購入するよう改めます。契約関係の通知を確認し、事務の適正化に努めます。
教育委員会	文化振興課	契約書中、契約保証金の免除に関する条項において、財務規則の適用号数が誤っている事例がありました。(柿の木遺跡発掘調査測量業務委託(1,274千円)(誤)5号 (正)3号)	契約書の作成にあたっては、記載事項の確認を行い、財務規則に則った内容になるよう留意してまいります。
教育委員会	上田文化会館	指名競争入札の事務手続きによるべきところを、これに必要な予定価格調書や入札書を用いず、随意契約手続きに準じた見積書を徴し契約事務を行っている事例がありました。(上田文化会館空調設備機器保守点検業務委託(1,166千円))	入札事務に関する例規を十分に理解していなかったことが原因でした。今後は、関係例規や手続を十分理解した上で事務を行います。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	上田文化会館	行政財産の目的外使用料が使用前納付されておらず、例外として取扱う理由や必要性が明らかでない事例がありました。(上田市文化センター喫茶室(331千円))	平成27年度分から、年度当初の4月末までの納付に変更し、平成27年4月に納付されました。今後も、年度当初の4月末までに納付されるよう手続を行うこととします。
教育委員会	上田市立博物館	公有財産の所管換えについて、所管換協議書による公有財産管理課長への協議や、公有財産異動報告(通知)書による報告(通知)を行っていない事例がありました。(武石ともしび博物館)	公有財産の所管換えの事務を行いました。今後、遅滞なく事務処理を行います。
教育委員会	信濃国分寺資料館	一体性があると考えられる修繕工事を分割し、同一1者からそれぞれ見積書を徴し随意契約をした施行方法に疑義が残る事例がありました。(信濃国分寺資料館看板修繕(立看板52千円、横看板54千円))	今後、このようなことのないように、財務規則に則り、適正な事務処理に努めます。
教育委員会	スポーツ推進課	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(上田市体育協会補助金(23,778千円)、スポーツ少年団育成事業補助金(2,050千円))	今後、団体の事業内容や財務状況の随時確認に努め、上田市補助金見直し基準により定期的に見直しを行います。
教育委員会	丸子地域教育事務所	検査調書の契約年月日及び完了年月日に記載誤りがありました。(信州上田丸子夏期大学運営委託事業(930千円) 契約年月日(誤)H26.6.9 (正)H26.6.4、完了年月日(誤)H26.12.31 (正)H26.9.30)	検査調書作成の際は、記載内容の確認を行い、適正な事務の執行に努めます。
教育委員会	丸子文化会館	歳入予算について、補正予算通知に基づく減額補正を行わず、収入額が予算額を下回ったままとされている事例がありました。(文化会館自主事業入場料(予算現額1,750千円、収入済額1,206千円))	今後、予算管理について、減額補正を講ずる等適正な事務処理を行います。
教育委員会	真田地域教育事務所	行政財産の目的外使用料の収入科目は「使用料」ですが、「財産収入」で収入している事例がありました。(ふれあいさなだ館自動販売機設置料(45千円))	平成27年度から「使用料」で収入するよう是正しました。
教育委員会	真田地域教育事務所	補助金について、補助終期(補助の見直し時期)の設定がされていない事例がありました。(菅平高原スキークラブ大会等選手派遣事業補助金(2,392千円))	全国レベルのスキー選手の育成を支援していくことは市のスポーツ振興に大きく寄与するものと考えておりますが、これまでの経緯等踏まえながら、補助金のあり方を検討するとともに、定期的な見直しを図ってまいります。
教育委員会	武石地域教育事務所	公有財産の所管換えについて、公有財産異動報告(通知)書による報告(通知)を行っていない事例がありました。(武石ともしび博物館)	公有財産の所管換えにかかる公有財産異動報告書を提出しました。
教育委員会	武石地域教育事務所	契約書において、債務不履行の場合における遅延利息の利率が誤っている事例がありました。(武石公民館警備委託(972千円)(誤)3.0%(正)2.9%)	契約書にかかる債務不履行遅延利息について正しい利率に修正しました。
教育委員会	武石地域教育事務所	予算執行に関する重要事項の協議として、随意契約による予定価格50万円以上の委託契約に際し、財政部長協議がされていない事例がありました。(武石地域青少年花壇整備事業委託(801千円))	今後は財務規則を遵守するとともに複数チェック体制を確立し協議漏れのないようにします。

1 平成27年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
公平委員会	公平委員会	調定書について、納付検査印が無い事例がありました。(公平委員会委員報酬源泉所得税)	ご報告いただきました結果に基づき、押印漏れのありました調定書を確認後、修正いたしました。今後につきましては、日頃から適正な処理を行うよう対応いたします。
別所温泉財産区	別所温泉財産区	3号源泉建屋内送湯ポンプモーター取替工事契約(契約額2,182千円)について、契約書中、契約保証金に関する条項が無く、その取扱いが明らかにされていません。今後、事務の適正を期してください。	財務規則の規定に照らし、適正な事務処理に努めます。
別所温泉財産区	別所温泉財産区	大師湯建設用地建物解体工事契約(契約額1,450千円)について、契約書中、契約保証金が免除とされていますが、免除の根拠となる財務規則の適用号数が、空欄(3号と記載すべき)となっていました。今後、事務の適正を期してください。	財務規則の規定に照らし、適正な事務処理に努めます。
別所温泉財産区	別所温泉財産区	3 大師湯建設用地建物解体工事契約(契約額1,450千円)について、契約額が50万円以上の契約については、「検査調書」又は「出来高調書」の作成が必要となります。それらが作成されず、簡易記載で支払い処理が行われていました。今後、事務の適正を期してください。	「業務委託・リース契約の事務処理について」等のマニュアルに照らし、適正な事務処理に努めます。
東内財産区	東内財産区	自治会への東内財産区有林管理業務(立木の手入れ)委託(契約額1,050千円)について、施行の伺い(決定)や契約伺いがされないまま実施されていました。今後事務の適正を期してください。	今後は財務規則等に沿った適正な事務執行の徹底を図ります。

2 平成27年度「財政援助団体等監査」結果に対するもの

(1) 土地開発公社

【前回監査の結果に対する取組状況】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
財政部	契約管財課	<p>(上田市土地開発公社) 「特定土地」及び「完成土地」に対する支払利息の算入について 支払利息の総額は「公有用地」及び「代行用地」に按分配賦され簿価に算入されていますが、「特定土地」及び「完成土地」に係る配布相当額は、公社側の経費として処理する必要があります。公社で使用している会計システム上の改正も必要なことなどから改善が見られていませんので「土地開発公社経理基準要綱」により損益計算書の事業外費用として計上することを引き続き検討してください。</p>	<p>現在、公社で使用中の会計システムが改正前の土地開発公社経理基準要綱に基づき、作製されているため、支払利息を按分配賦する際、「簿価算入とする利息」と「期間費用とする利息」に区分ができません。 新要綱に基づく会計処理が可能となるよう、28年において、会計システムの改正、更新も含め検討してまいります。</p>
財政部	契約管財課	<p>(上田市土地開発公社) 保有土地の区分精査について 「土地開発公社経理基準要綱」では、公有地取得事業等により取得される土地の所有者に対して、その土地に代わる土地として譲渡するために公社が取得した土地は「代替地」として区分するよう定められていますが、「代替地」に区分された保有土地の計上は見られません。 土地の取得経過や現状を精査して、市へ再取得される見込みのない「特定土地」も含めた公社保有土地全体が適正な区分となるよう引き続き検討してください。</p>	<p>当初の取得目的及び用途が当該事業計画の変更、中止等や財政事情により市の再取得が進んでいない現状を踏まえ、 ・庁内での当初取得目的以外の公共事業での利活用による事業化の検討 ・同様に、公共事業の代替地として利用の可否の検討 ・市の再取得の検討 を行い、保有地について適正に区分してまいります。</p>
財政部	契約管財課	<p>(上田市土地開発公社) 「特定土地」及び「完成土地」に対する強制評価減について 「土地開発公社経理基準要綱」では、「特定土地」及び「完成土地」について時価が取得価格に対して著しく下落(下落率50%以上)したときは、時価をもって貸借対照表に計上することとされています。決算時に近傍類似の固定資産評価額や取引事例などから時価算定した結果、強制評価減を適用するには至っていませんが引き続き留意し財務諸表への適切な反映に努めてください。</p>	<p>「完成土地」は、平成28年度中に、不動産鑑定に付し、時価算定を行い、適切な会計処理を行います。市の再取得が見込めない「特定土地」については、現に「特定土地」に区分されている保有地も含め、改めて、区分精査後、時価算定、会計処理をしてまいります。</p>
財政部	契約管財課	<p>(上田市土地開発公社) 暫定的な土地の賃貸に伴う管理等の費用計上について 暫定的な土地の賃貸に伴う管理等の費用ですが、「簿価算入」から公社側の期間費用である「販売費及び一般管理費」での計上に変更されています。損益計算書においては、期間費用である保有土地賃貸等収益に対する原価にあたるため、「附帯等事業原価(保有土地賃貸等原価)」への振り替えが必要であると考えます。</p>	<p>平成28年度の予算の執行から対応します。</p>

2 平成27年度「財政援助団体等監査」結果に対するもの

(1) 土地開発公社

【是正・改善を求める事項】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
財政部	契約管財課	(上田市土地開発公社) 土地勘定に算入した支払利息の計上について キャッシュフロー計算書において借入金に対する支払利息は、事業活動によるキャッシュ・フロー区分における「利息の支払額」にすべて計上されていますが、土地勘定に算入する支払利息については「公有地取得事業支出」に含めて計上する必要があると考えます。	平成27年度の決算から対応します。
財政部	契約管財課	(上田市土地開発公社) 予算流用の決裁区分について 「上田市土地開発公社会計規程」では、予算の流用を行う場合は流用伝票により理事長の決裁が必要とされていますが、事務局長が専決処理を行っています。会計規程どおりの決裁区分に是正する必要があると考えます。	伝票起票時に、「上田市土地開発公社会計規程」を確認し、処理してまいります。

【留意・検討を求める事項】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
財政部	契約管財課	(上田市土地開発公社) 附帯事業収益の管理方法について 附帯する事業収益として保有土地の暫定駐車場や一時使用料等の賃貸収益がありますが、26年度決算では上田バイパス代替地ほか17件の業務用地及び保有用地における電柱敷としての使用が見られます。賃貸借契約の相手方は69者と多数あり、収入すべき額を適切に管理していくためには、管理台帳を整備し入金ごとに消し込み作業を行う等管理方法を見直す必要があると考えます。	出納状況について一覧できるデータ、台帳を整備し、適切に管理してまいります。

監査の意見

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
財政部	契約管財課	(上田市土地開発公社) 保有土地の区分精査について 「土地開発公社経理基準要綱」の考え方から、決算書上で「公有用地」として区分されている保有用地のうち「代替地」として区分すべき土地があると考えます。 保有土地の当初取得目的を事業担当課に確認した上で、当初取得目的以外の公共事業での利活用を検討するなど現在の保有目的に照らした精査を行い、「代替地」へ資産区分を変更する必要があると考えます。	当初の取得目的及び用途が当該事業計画の変更、中止等や財政事情により市の再取得が進んでいない現状を踏まえ、 ・市内での当初取得目的以外の公共事業での利活用による事業化の検討 ・同様に、公共事業の代替地として利用の可否の検討 ・市の再取得の検討 を行い、保有地について適正に区分してまいります。

2 平成27年度「財政援助団体等監査」結果に対するもの

(2) 上田市体育協会

【前回監査の結果に対する取組状況】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	スポーツ推進課	(一般財団法人 上田市体育協会) 収支計算書における予算超過について 財務規程では、予算超過の支出に充てるため予備費の充当や予算の流用が規程されていますが、収支計算書において予算超過をした科目が複数見られます。予算超過が多額になる場合は、理事会の承認を受け流用を行うこととされており、毎月収支予算差引簿を確認し理事会への付議の必要性について検討されていますが、各科目における予算内執行を原則とした執行に引き続き留意してください。	各予算の内容を精査し、引き続き各科目における予算内執行に留意いたします。

【是正・改善を求める事項】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	スポーツ推進課	(一般財団法人 上田市体育協会) 評議員会の招集について 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに団体の定款では評議員会の招集には理事会の決議が必要となっていますが、評議員会は理事会の決議なく招集されている現状にあります。 法令等に従い、評議員会の招集の方法を見直す必要があると考えます。	理事会における議案に「評議員会の招集」の項目を入れ、理事会の決議により評議員会を招集することとし、会議議事録にその内容を明示することとします。
教育委員会	スポーツ推進課	(一般財団法人 上田市体育協会) 財務に関する専決事項について 財務に関する収入及び支出の決定に際し、財務規程による専務理事及び事務局長の専決事項が定められていますが、専決事項によらない会長決裁事項を市事務処理規則に準じ財務規程で明確にする必要があると考えます。 また、財務規程では1件3百万円以下の支出決定は専務理事の専決事項ですが1件2百万円を超える支出の決定に対し会長決裁をしている事例があることから、財務規程の専決事項に定める運用に是正する必要があると考えます。	財務規程一部改正(案)を総合企画委員会に諮り、最終的に理事会の決議をもって28年度中に規定を改正します。
教育委員会	スポーツ推進課	(一般財団法人 上田市体育協会) 事務所の使用について 教育委員会事務局が上田駅前ビル「パレオ」5階に移転したことから、団体の事務所も同一の場所へ移転していますが、正式な貸付協議がされていない状態にあります。上田駅前ビル「パレオ」の財産管理者である都市建設部管理課と協議の上、普通財産の貸付協議を行う必要があると考えます。	普通財産貸付申請書及び市有財産使用貸借契約書により貸付協議を終了し、正式契約いたしました。

2 平成27年度「財政援助団体等監査」結果に対するもの

(2) 上田市体育協会

【留意・検討を求める事項】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	スポーツ推進課	(一般財団法人 上田市体育協会) 表彰規程について 団体の定款によるスポーツ功労者等の表彰において、表彰規程に定めのない特別賞を授与している事例が見られます。 特別賞を授与するのであれば、表彰規程及び表彰規程内規において公平性の観点から特別賞の基準を明確にする必要があると考えます。	表彰規程と表彰規程内規を統合し、内容についても全面改正を実施するべく、改正案を策定しました。今後、この表彰規程(改正案)を総合企画委員会に諮り、最終的に理事会の決議をもって28年度中に規程を改正します。
教育委員会	スポーツ推進課	(一般財団法人 上田市体育協会) 通帳及び通帳届出印の管理体制について 通帳及び通帳届出印の保管場所は鍵のかかるキャビネット内で同一に保管されていますが、管理運営上のリスクを未然に回避する観点から通帳及び通帳届出印は分散して保管する管理体制が望ましいと考えます。	通帳については従来どおり、会計担当事務員のキャビネット内に保管し、通帳届出印は事務局長のキャビネット内に別保管することとしました。

監査の意見

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	スポーツ推進課	(一般財団法人 上田市体育協会) 出資団体の事業運営に対する定期的な点検、指導について 体育協会に対する本監査の指摘事項をふまえ、市の所管課であるスポーツ推進課の役割として体育協会が定める定款及び各種規程どおりの事業運営が行われているかという視点から定期監査等事業運営を点検する仕組みを作るべきと考えます。	団体における主な意思決定機関である評議委員会の会議(評議員現在13名・定例会議年2回)や、役員で構成する理事会の会議(役員現在24名・定例会議年3回)の会議資料や議事録閲覧を通じ、事業の計画検討・実施状況・課題等を把握する中で、必要に応じ内容の説明を求めるなどにより、団体の事業内容の確認を随時行います。
教育委員会	スポーツ推進課	(一般財団法人 上田市体育協会) 出資団体との連携強化のための体制づくりについて 現在、市策定の「上田市スポーツ振興計画」と体育協会策定の「うえたスポーツ振興ビジョン」により協働が進められているスポーツ振興について、さらに相乗効果をあげるため双方の役割の見直しと体育協会への協働支援のための体制づくりを検討する必要があると考えます。	市と協会における情報交換・情報共有の機会を定期的に設けることと致します。 市においては、スポーツ振興計画に基づき「生涯スポーツ社会」の実現に向けた、広い世代でのスポーツ振興を図る一方で、協会では、競技スポーツレベルの向上を中心としながら、協会で策定したスポーツ振興ビジョンに沿ったスポーツ教室等の開催や、指導者派遣を行うなど、それぞれの役割を果たしながらも車の両輪として連携した機能を果たします。